

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 5 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530023

研究課題名(和文)ヨーロッパ型憲法裁判所の制度的基盤とその現代的変容

研究課題名(英文) Study on the institutional structure and modern transformations of the European type of constitutional review

研究代表者

曾我部 真裕 (SOGABE, Masahiro)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：80362549

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、日本とは異なり、違憲審査のための特別の裁判機関を設置するヨーロッパ型憲法裁判所の制度的基盤とその現代的変容について、フランス、イタリア、スペイン、ベルギーの事例を素材に共同研究を行った。具体的には、研究会を開催し、研究分担者による報告を中心に、それ以外の内外の研究者の報告も受けつつ、検討を深める方法をとった。また、現地調査も行った。

その結果、上記各国の憲法裁判所には異なる点もあるものの、特に民主的正統性等との関係での憲法裁判所の機能条件、通常裁判所との関係、連邦制との関係などについて日本のような付随的審査制とは異なる論点があること、及びその具体的な諸相を明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文)：In this study we have concluded a joint research on the institutional structure as well as the modern transformations of the system of constitutional review in France, Italy, Spain and Belgium. Under the European model, constitutional control is vested upon a specialized court, namely a constitutional court. The methodology followed consisted in a series of workshops and seminars by the project members, also making room for external researchers to deliver presentations so as to broaden the scope of our inquiry. Field survey was also conducted.

Notwithstanding the disparities observed between the surveyed countries, we have been able to shed light upon some particular features that exist in most constitutional courts, regarding inter alia their functional requirements of democratic legitimacy, their proper relationship with ordinary courts, and their role within federal systems; all of them contrasting when compared to the incidenter style of constitutional review that obtains in Japan.

研究分野：憲法

キーワード：イタリア憲法裁判所 スペイン憲法裁判所 フランス憲法院 ベルギー憲法裁判所 憲法裁判 民主的正統性

## 1. 研究開始当初の背景

違憲審査制は通常、司法裁判所型と憲法裁判所型に分けられる。そして、戦後、多くのヨーロッパ大陸諸国は、後者の憲法裁判所型の違憲審査制を導入した。この違憲審査制の何よりの特徴は、通常の裁判所とは別に「憲法裁判所」という特別の審査機関を設置し、これに憲法保障の役割を担わせたことである。憲法裁判所は国家行為の合憲性統制そのものを任務とする機関であるため、違憲審査権の行使に必ずしも具体的事件を必要としない点で、憲法保障制度としては、司法裁判所型にはないメリットを有している。

ところが、新しい統治機関の設置は、それまでの憲法上の統治構造に対して必ず大きな変容を迫る。にもかかわらず、ヨーロッパ大陸諸国で憲法裁判所が広く受け入れられたのは、おそらく、ドイツにおける成功があったからであろう。ドイツ連邦憲法裁判所が戦後次々と打ち出してきた革新的な憲法判例は、憲法裁判所が「憲法中心主義」を体現し、「憲法国家」を担保する重要な役割を果たしているという印象を強く与えることになった。このため、ドイツは憲法裁判所制度のモデルとして認識され、ヨーロッパではもちろん、日本においても、これまで多くの研究が生み出されてきた。

しかし、具体的制度のあり方が国によって異なる以上、それを前提とした方法も考慮されるべきである。むしろ、多様な制度を認識することにより、憲法裁判所の役割について様々な可能性や広がりを知ることができるとともに、また、多国間を比較することで、憲法裁判所の特色やその機能条件を多角的な視点から捉えることができるであろう。この点、ベルギー、フランス、イタリア、スペインは何れも特徴ある憲法裁判所制度を擁しており、比較検討を行うには最適の素材である。そして、各々の制度的特徴が憲法裁判所の機能にどのような影響を与えているかを体系的に検討することは、憲法裁判所を擁する統治構造の論理と制度を複眼的に把握できる点で、大きな意味があると思われる。また、従来、この4カ国の憲法裁判所に関する体系的な研究は必ずしも多くなく、その制度的基盤の詳細を明らかにすることは、今後のこの分野の研究基盤を形成する意味で、資料的価値も有する。

もっとも、憲法裁判所のあり方は、国内においても一定でない。それは、憲法裁判所は20世紀に誕生した新しい統治機関であり、その制度や役割について定まった評価が確立していないためである。それゆえ、その統治構造上の役割や機能も、多様な面から動的に把握されなければならない状況にある。これが、現在の憲法裁判所研究の学術的背景である。

## 2. 研究の目的

第1に、統治構造において憲法裁判所が果

たす役割とその限界を見極めることである。憲法裁判所は合憲性審査機関として、他の国家機関の行為や権限を統制する立場にあり、統治機構上きわめて重要な任務を担っている。しかし、このような任務の正当性は、本来、憲法裁判所の組織的・人的な構成原理と無関係ではありえないし、逆に、こうした制度的基盤が憲法裁判所の権限範囲や妥当根拠を規定しているとも考えられる。そこで、本研究は、憲法裁判官の任命過程、憲法裁判手続などの制度的基盤を仔細に分析することを通じて、憲法裁判所が統治構造上担い得る役割とその限界を明らかにする。

第2に、上記の点の解明は、「司法裁判所型」の違憲審査制では達成できないことを逆照射するであろう。日本では長年、最高裁による「司法消極主義」が批判されてきたが、最高裁判事の人事過程と違憲審査の行使態様との相関関係が指摘されているように（見平典「最高裁判所裁判官人事のこれまでとこれから」法学セミナー56巻2号（2011年）26頁）、司法裁判所の制度的基盤がその権限範囲や適切な権限行使に影響を与えている可能性がある。そこで、本研究は、憲法裁判所制度を対極として示すことで、逆説的に、これまで日本の司法裁判所が「司法消極主義」的立場をとらざるを得なかった原因の一端を明らかにできると考える。

また、本研究は、憲法裁判所型統治構造のあり方を示すことで、日本でも根強く主張されている「憲法裁判所導入構想」について、統治機構論の再編をも視野に入れた新たな考察材料を提供できるであろう

## 3. 研究の方法

本研究では、国ごとに担当者を決めて、その者が責任をもって担当国の調査と分析にあたることを基本としたが、問題意識・情報の共有や、討議を通じた分析の深化等のため、全員での研究会を頻繁に行うことにし、共同研究としての一体性を確保する。また、現地での調査や資料収集、さらには研究者との意見交換を行うことで、最新の問題状況と理論動向の把握に努めた。

また、対象国について現地調査も行った。

これらの比較法的検討に基づき、各研究参加者が各国における憲法裁判所の役割を明らかにすることで、全体としては、憲法裁判所を擁する統治構造の特徴を描き出し、その理論化を目指した。

## 4. 研究成果

各国の憲法裁判所には異なる点もあるものの、特に民主的正統性等との関係での憲法裁判所の機能条件、通常裁判所との関係、連邦制との関係などについて日本のような付随的審査制とは異なる論点があること、及びその各国における具体的な諸相を明らかにすることができ、平成27年度中には研究成果を一書にとりまとめて刊行する予定であ

る。

同書の概要によって研究成果を概観すると、まず、各国の憲法裁判所の設立経緯、組織、裁判官の任命状況、違憲審査の運用状況等を詳細に調査することができた。

次に、各論的な検討として、以下の様な点を明らかにした。

ベルギーにおけるコンセイユ・デタ立法部による事前統制と憲法裁判所による事後統制の実態が明らかにされた。

フランス憲法院による違憲審査の機能条件について、民主的正統性の問題のほか、憲法院の持つ各種の資源との関係で機能条件について厳しい状況にあるとの分析がなされた。

憲法裁判所制度においては普遍的に生じうる憲法裁判所と通常裁判所との間の法解釈権をめぐる対立について、フランス憲法院における事後審査制度の導入の際の状況を素材に考察が行われた。

イタリア憲法裁判所の立法裁量に関する統制手法について、判決手法にも触れつつ詳細が明らかにされた。

イタリア憲法裁判場所が連邦制の発展において果たしている役割が具体的に明らかにされた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計13件)

井上武史, 日本国憲法と立憲主義, 法律時報, 査読無, 86巻5号, 2014, 12-20

井上武史, 憲法院とコンセイユ・デタ, 法律時報, 査読無, 86巻8号, 2014, 31-35

奥村公輔, ベルギー憲法裁判所の制度の概要, 駒澤法学, 査読無, 14巻1号, 2014, 149-210,  
<http://repo.komazawa-u.ac.jp/opac/repository/all/34129/>

奥村公輔, ベルギーのコンセイユ・デタ立法部関係法令集, 駒澤法学, 査読無, 14巻3号, 2015, 23-48  
<http://repo.komazawa-u.ac.jp/opac/repository/all/34897/>

Pedrizza Luis, La Libertad en la Constitución Japonesa, Revista de Derecho Político, 査読有, 2014, 271-297

Pedrizza Luis, La Justicia Constitucional en España Actas del II Congreso Ibero-Asiatico de Hispanistas, 査読有, 2014, 617-626

ペドリサ・ルイス, スペインにおける信教

の自由・政教関係の基本法: 1980年の宗教の自由に関する組織法, 宗教法, 査読無, 33巻, 2014, 1-25

田近肇, イタリアにおける憲法裁判所と国会, 岡山大学法学会雑誌, 査読有, 63巻4号, 2014年, 508-485

<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/metadata/52351>

PEDRIZA, Luis, La libertad de creencias en la Constitución japonesa, Revista de Derecho Político, 査読有, 89, 269-298

奥村公輔, ベルギー憲法裁判所関係法令集, 駒澤大学法学部研究紀要, 査読無, 72, 2014, 97-148

<http://repo.komazawa-u.ac.jp/opac/repository/all/33835/>

曾我部 真裕, フランスにおける違憲審査制度改革, 比較憲法研究, 査読有, 25, 2013, 31-55

<http://hdl.handle.net/2433/179131>

井上武史, フランス憲法院への事後審査制導入の影響: 通常裁判所の法解釈に対する違憲審査, 岡山大学法学会雑誌, 査読有, 62巻1号, 2012, 142-164

<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/metadata/48774>

田近肇, イタリア憲法裁判所関係法令集, 岡山大学法学会雑誌, 査読有, 62巻2号, 2012, 334-366

<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/metadata/49086>

田近肇, イタリア憲法裁判所の制度と運用, 岡山大学法学会雑誌, 査読有, 62巻4号, 2013, 224-268

<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/metadata/49400>

[学会発表](計1件)

・曾我部真裕, フランスにおける違憲審査制度改革, 比較憲法学会, 2012年10月8日, 駒澤大学(東京都)

[図書](計1件)

井上武史 他, Mare et Martin, Rencontre franco-japonais autour des transferts de concepts juridiques, 304(259-266)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

<http://masahirosogabe.blog81.fc2.com/>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

曾我部真裕 (SOGABE, Masahiro)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：80362549

### (2) 研究分担者

田近肇 (TAJIKI, Hajime)

岡山大学・法務研究科・教授

研究者番号：20362949

井上武史 (INOUE, Takeshi)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：40432405

奥村公輔 (OKUMURA, Kosuke)

駒澤大学・法学部・准教授

研究者番号：40551495

ペドリサ・ルイス (Pedriza, Luis)

大阪大学・法学研究科・准教授

研究者番号：60511988

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：